

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇。

なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

災害時の指示は重要だ

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3874
18年7月24日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

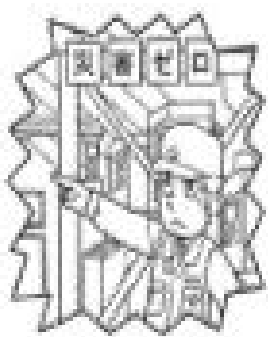
連日の猛暑とお中元繁忙で外務社員は疲労がピークに達しているのではないのでしょうか？「疲れが取れない」という社員は1人2人ではありません。暑さはまだまだ続きそうです。繁忙期もまだ続きます。こういう時こそ体を休めることが重要です。しっかりと休憩、休息は取得しましょう。

西日本を襲った記録的な豪雨は平成に入ってから悪の豪雨災害となりました。支部では中国地本と連絡をとり、今後もできるだけの支援を行います。さて7月3日、台風7号が長崎を襲いました。この日の業務運行(3集)は台風が午後3時に長崎に最接近ということ、休憩所利用の配達地域は

休憩時間を後へずらして配達し、午後2時までに帰局するようにという指示でした。



今まで、私は台風時の配達は何度も経験している為、当日の業務運行にはさほど疑問も感じず、早く帰ってくることで考えを10時過ぎに長中局を出発しました。出発したのはよかつたのですが、だんだん風が強くなってきました。なんとか目的地につき配達を開始しましたが風は強まるばかりで、遂には強風でバイクを倒し、メールカバーとタオルが100メートル程飛ばされてしまいました。幸い、郵便物は無事でメールカバーも



は無事でメールカバーも

木に引っかかっている取戻すことができませんでした。しかし、配達を再開しようとしたら



うとしましたが強風のため、前に進むことができません。ふと時計を見ると午前11時になるうとしていました。

今、自分がいる場所はおそらく長中局では台風に近い場所、これから風は強まるだろうと考えた私は、一刻も早く帰局しなうとという結論に達しました。

当日は班長不在の為、私が班員に連絡して帰局を促しました。帰ってから聞いた話ですが、ある社員が配達を中止して帰局すると上司に連絡したら、「追跡系の郵便だけでも配達してきて」との指示があったらしいです。身の危険を感じ配達中止を申し出た社員は「配達が出来ないと言っているのにこのような指示が

返ってくる」と嘆いていました。普段の配達における業務運行の指示は現場の課長、または班長が行います。しかし、今回の台風における業務運行の指示は、局長を含め管理者が判断したと思います。

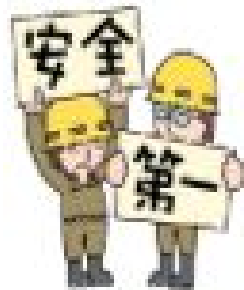
では何故、今回配達強行という判断になったのでしょうか？

西日本豪雨では、呉局の外務員が配達中強風で転倒し重傷を負いました。神戸では六甲山方面に配達に出た外務員が、道路通行止めのため3日間、山頂付近のホテルに缶詰めとなり帰局できませんでした。



7月に入り、台風、豪雨、酷暑、と立て続けに私たちを自然の猛威が襲ってきています。外務社員にとって気温の上昇や自然災害は死の危険も感じさせます。「身の危険を感じたら、配達を中止して」

と指示を出すのは簡単ですが、「自分の判断で中止して持ちもどいたら、他の社員は皆配達を継続していて白い目で見られた」という話も聞きます。しかし、危険を感じる暇もなく災害により亡くなる人はたくさんいます。台風時の配達中止は簡単には出せない指示ですが何かあったからでは遅い場合もあります。



最近では台風時には学校も休校になる事が多く、企業も臨時休業日が目につきます。

難しい判断でしょうが、「通常配達は、切手貼付のみの配達を徹底させる」「混合は、朝の段階から(お客様に連絡を取り)翌日以降の配達の了承を取る」など危険が予測される日の配達業務軽減策はあるはず。指示の徹底こそが労働災害の撲滅に繋がります。管理者のマネージメントに期待します。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。